

## ふなばし健やかプラン2.1推進庁内会議設置要綱

### (設置)

第1条 ふなばし健やかプラン2.1を総合的かつ円滑に推進するため、ふなばし健やかプラン2.1推進庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 健康増進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (2) 自殺対策計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (3) 食育推進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (4) 健康づくりの政策の推進に関する事項
- (5) 地域・職域連携推進に関する事項
- (6) その他健康づくりの推進に関する事項

### (組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 庁内会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は健康部長を、副会長は健康政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 庁内会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (作業部会の設置)

第6条 庁内会議は必要に応じて、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員が推薦する者と会長が指名する者をもって組織する。

### (庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、健康政策課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

健康部	健康部長
	健康政策課長
	地域保健課長
	健康づくり課長
保健所	保健総務課長
福祉サービス部	福祉政策課長
	地域福祉課長
高齢者福祉部	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
こども家庭部	こども政策課長
	こども家庭支援課長
市民生活部	市民協働課長
経済部	商工振興課長
学校教育部	指導課長
	保健体育課長
生涯学習部	生涯スポーツ課長